

長崎県立島原商業高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

(長崎県運動部活動の在り方に関する方針) (平成30年10月)

- ・生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること。
- ・生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

- ・各部ともに、それぞれの目標に応じて活動を行っており、「体力と技術の向上」「仲間との関わり」を感じつつ、熱心に活動している生徒が多い。
- ・部活動を頑張りたいと強い意志を持って入学してくる生徒が多い。
- ・保護者は活動に対して非常に協力的で、部員・顧問を陰ながらサポートしてくださっている。
- ・伝統と実績のある部活動については、地域・同窓生の期待も大きい。

【施設等の使用状況】

- ・基本的に、校内の施設を利用して活動しており、体育館・グラウンド・テニスコート・弓道場の使用に大きな支障はない。練習内容により、陸上部は計画的に市営陸上競技場を借用して活動を行っている。
- ・公式戦前には、サッカー部は平成町人工芝グランドを借用し活動している。
- ・女子バレー部は、「ジュニアバレー部教室」を開き地域に貢献活動をしている。
- ・夜間、地域のサッカークラブが週2日グラウンドを借用している。
- ・練習試合等で校内の施設を使用するが、駐車場が狭く苦慮している。

【強化指定等】

- ・なし

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- ・部活動の意義を踏まえつつ、明るく活気のある学校づくりにつなげ、生徒がスポーツに親しみ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現できる資質や能力を身に付け、よりよく生きる社会人へと成長することを期待する。
- ・本校の生活信条の一つに、「部活（島商）しましょう」と掲げており、心身を鍛える場として位置づけている。
- ・全員部活動制をとっており、生徒はどちらかの部に所属している。また、毎週火曜日は全員部活動の日を設定して熱心に活動している。

【休養日及び活動時間】

- ・学期中は、週当たり1日以上の休養日を設ける。原則として、月に2回以上は週末を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）に配慮する。
- ・1日の活動時間は、原則として平日では2時間程度、休業日では3時間程度とし、週当たり16時間を超えないことを目安とする。
※活動時間は、身体的トレーニング効果が期待される主活動の時間（準備や片付けを除く時間）
- ・活動時間は夏季が19:00まで、冬季は18:30までとしており、その30分後に完全下校の指導をしている。

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出と公開】

- ・部顧問は、4月中に年間活動計画を作成する。また、月間活動計画は当月の5日前までに作成する。年間計画と月間計画は、本校ホームページで公開する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・部顧問は、計画的に各競技団体の研修会や教育委員会等主催の研修会に参加し、自らの指導力を養うとともに、教職員や外部指導者への情報提供を行う。
- ・外部指導者の活用を行い、顧問と連携し部活動運営にあたる。年度初めに指導における留意事項を確認し、体罰・暴言・ハラスメントや交通事故防止に努める。
- ・保護者には、公式戦時に生徒の送迎を依頼するなど、緊密な連携をとる。

【熱中症等の事故防止について】

- ・顧問、生徒ともに熱中症に対する知識を深め、気象庁等の情報や熱中症計などを活用し事故防止に努める。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

- ・生徒から要望があれば現状の課題を克服できるか、慎重に検討していく。